

小田原市保健センター及び小田原市生きがい
ふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月
小田原市

目次

1	業務の目的	1
2	業務概要	1
	(1) 業務名	1
	(2) 業務場所	1
	(3) 業務内容	1
	(4) 事業期間	2
	(5) 事業費	2
	(6) 事業スケジュール	2
3	応募条件	2
	(1) 応募者	2
	(2) 応募者の役割	2
	(3) 応募者の資格	3
4	事業者選定の流れ	5
	(1) 応募者	5
	(2) 応募資格要件の確認及び提案要請	5
	(3) 最優秀及び優秀提案の選定等	5
	(4) 詳細協議	5
	(5) 事業者の選定	5
	(6) 担当課	6
5	提案募集スケジュール	6
	(1) 日程	6
	(2) 提案募集の手続き	6
6	審査及び審査結果の通知	9
	(1) 審査	9
	(2) 審査結果の通知及び公表	9
	(3) 失格	10
	(4) 提案募集審査の流れ	11
7	提示条件	12

(1) 交付金の要件充足	12
(2) CO ₂ 削減率	12
(3) 提案に関する事項	12
(4) 事業の遂行	12
8 事業の実施に関する事項	12
(1) 誠実な業務遂行義務	12
(2) 本市と事業者の責任分担	13
9 契約に関する事項	15
(1) 契約締結時期	15
(2) 契約の概要	15
(3) 支払時期	15
10 参加表明時提出書類	15
(1) 参加表明時の提出書類	15
(2) 作成要領	16
11 提案提出書類	18
(1) 提案時の提出書類	18
(2) 作成要領	18
12 閲覧・貸出資料	19
(1) 閲覧・資料	19
13 詳細設計及び改修業務に関して提出書類並びに注意事項	19
(1) 詳細設計時	20
(2) 導入業務時	20

1 業務の目的

小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎは両施設ともに建設から30年以上が経過する中で、それぞれが持っている施設機能を果たしつつ、老朽化した設備等の更新を図っていくことが求められている。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 重点対策加速化事業（以下「環境省交付金」）の活用を前提にしたスケジュール設定の下、関係する団体等との連絡調整を行い、全館 LED 改修との一体的実施でデマンド抑制（省エネ）を図りつつ、効率的な熱源システムへの更新を図ることを目的に実施する。

環境省交付金の最大活用を図りつつ設備導入スケジュール等全体を調整するためには、資材調達難の中で環境省交付金の要件やスケジュールを踏まえつつ設備等の調達を行うとともに、既存施設の安定した稼働を図りながら適切に導入業務を遂行する、一気通貫の全体マネジメントが重要である。環境省交付金を活用した設備更新を実現するには、高度な企画力や技術力が必要であるため、機器選定や適切な設置場所案等、民間のノウハウを活かした提案を受けるとともに、最適なプランニング・スケジューリングを実現するため、業務全体を一括したプロポーザル方式で実施するものとする。

最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市との契約の締結に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合に契約事業者（以下「事業者」という。）として本市と契約を締結し、本業務を実施するものとする。

2 業務概要

（1）業務名

小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務

（2）業務場所

小田原市酒匂 2-32-15,16

（3）業務内容

環境省交付金を活用して、建物の空調用熱源設備の冷凍機及びボイラーを更新するとともに、照明設備 LED 化を一体的に実施する。

ア 全体マネジメント業務

施設運営、設備更新と環境省交付金活用を同時に実現するスケジュールマネジメント
休日夜間急患診療所等の各種運営団体との調整・説明

イ 設計等業務

熱源設備等の設計、監理業務その他付随業務

ウ 設備調達・導入業務

熱源設備、照明設備の調達、導入業務、その他付随業務

(4) 事業期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

(5) 事業費

本プロポーザルにおける提案の上限額は、375,825,000円とする。ただし、令和6年度中の業務に係る費用の上限額は150,196,000円とする。

(6) 事業スケジュール

本業務は令和6年度に照明設備LED改修、令和7年度に熱源改修の実施を想定しており、照明設備LED改修は令和7年3月10日までに完了させるものとする。

3 応募条件

(1) 応募者

ア 応募者は業務を行う能力を有する単独企業又は複数の企業により組成されたコンソーシアムとします。

イ コンソーシアムで応募する場合は、代表事業者を1者選定することとし、当該事業者が業務を統括するとともに市との調整の窓口となるものとします。

ウ コンソーシアムで応募する場合、同一の企業が(2)アに掲げる役割を兼ねることも可とします。

エ コンソーシアムで応募する場合、市内に本店を有する企業を1者以上含めなければならないものとします。

オ コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員になることはできません。

カ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等にかかる諸手続を行うこととします。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割全てを担い、コンソーシアムの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとします。

(ア) 全体マネジメント役割

施設運営、設備更新と環境省交付金の活用を同時に実現するスケジュールマネジメント、休日夜間急患診療所等の各種運営団体との調整・説明等の業務を実施するも

のとします。

(イ) 設計等役割

熱源設備等の設計、監理業務、その他付随業務に関する全てを実施するものとします。

(ウ) 設備調達・導入役割

機器の調達、導入に関する業務を全て実施するものとします。

イ 応募者が複数の企業で構成されるコンソーシアムの場合は、企業間の責任分担等に係る合意書を本市に提出してください。なお、その合意書には、構成企業全社が、本市に対して連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとします。また、構成企業の代表者は、本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとします。

(3) 応募者の資格

(資格要件)

応募者は、次の要件を全て満たしている者であって、当該業務を完遂できる者としてします。

ア 「(2) 応募者の役割」の業務について以下のとおり令和5・6年度の小田原市競争入札参加者名簿に業務内容に応じた内容で登録されていること。ただし、小田原市競争入札参加資格名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、現に申込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とします。

(ア) 全体マネジメント業務

一般委託「その他の業務請負等委託」に登録があること。

(イ) 設計等業務

コンサル「設備設計業務」に登録があること、又は本業務と同種又は類似の設備導入での業務実績が過去10年以内にあること。

(ウ) 設備調達・導入業務

照明設備：一般委託のうち「電気通信設備保守管理委託」かつ工事のうち「電気」に登録されていること。

熱源設備：一般委託のうち「建物設備保守管理委託」かつ工事のうち「管」に登録されていること。

イ コンソーシアムでの提案にあっては、構成員の役割を明確にするとともに、アの資格要件をコンソーシアム全体で資格要件を満たすこととします。

(共通資格要件)

応募者は次の要件をすべて満たすものとします。なおコンソーシアムの場合は、すべての構成員

がこれらの共通資格要件を満たさなければならないものとします。

ア 小田原市契約規則（昭和 39 年規則第 22 号）第 5 条の規定に該当すること。

イ 構成員が担当する業種において、令和 5・6 年度小田原市競争入札参加者名簿に登録されている者であること。ただし、小田原市競争入札参加資格名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、現に申込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とします。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後、審査を受けた小田原市における競争入札参加資格を有すること。

エ 参加表明書の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。

オ 小田原市暴力団排除条例第 2 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。

カ 地方税及び国税の滞納がないこと。

（４）応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い、著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

本市は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとします。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法律に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

エ 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

オ 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができません。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、ほかの応募者の構成員となることはできません。

キ 構成員変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではありません。

ク 虚偽の記載の禁止

参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は参加表明書又は提案書を無効とします。

4 事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「3 応募条件」で定める資格要件を満たす者とします。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者に対して提案書の提出を文書で要請します。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定等

小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそぎ熱源等改修業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」）において、提案書の中から最も的確とされる最優秀提案を1件、及び順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、契約書の締結に向けて、本市と詳細協議を進めるものとします。なお、この際の協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とします。また、優秀提案の中で最も順位の高い事業者を次選交渉権者とします。

(5) 事業者の選定

本市は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結します。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次選交渉権者と同様の詳細協議を行います。

(6) 担当課

本募集に係る担当課は、次のとおりとします。

担 当	小田原市健康づくり課保健医療係
住 所	〒256-0816 神奈川県小田原市酒匂 2-32-16
電 話	0465-47-0828 F A X 0465-47-0830
電子メール	ke-iryō@city.odawara.kanagawa.jp

5 提案募集スケジュール

(1) 日程

提案の募集及び選定等は、次の日程（予定）で行います。

①	実施要領の公表（小田原市ホームページに掲載）	令和6年6月3日（月）
②	実施要領に関する質問の受付	令和6年6月3日（月） ～令和6年6月17日（月）
③	実施要領に関する質問の回答期限 （小田原市のホームページに掲載）	令和6年6月24日（月）
④	参加表明書及び資格審査書類の受付期限	令和6年7月1日（月）
⑤	参加資格審査結果及び提案要請書の送付	令和6年7月8日（月）
⑥	現場ウォークスルー調査	令和6年7月11日（木） ～令和6年7月12日（金）
⑦	現場ウォークスルーに関する質問の受付期間	ウォークスルー調査後 ～令和6年7月17日（水）
⑧	現場ウォークスルーに関する質問の回答期限 （小田原市ホームページに掲載）	令和6年7月23日（火）
⑨	提案書の受付期限	令和6年7月30日（火）
⑩	企画提案書の審査（プレゼンテーションの実施）	令和6年8月7日（水）
⑪	結果通知（最優秀及び優秀提案の選定）	令和6年8月13日（火）
⑫	詳細協議～契約	

(2) 提案募集の手続き

ア 実施要領の公表

実施要領は、令和6年6月3日（月）から本市のホームページで公表します。

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

イ 実施要領及び優先交渉権者選定基準に対する質問

本要領及び優先交渉権者選定基準に関する質問は次により行ってください。

(ア) 質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、任意様式により担当課に持参、郵送、FAX または電子メールにより提出してください。郵送、FAX、電子メールの場合は、必ず小田原市健康づくり課保健医療係に到着を確認してください。

なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

(イ) 受付期間

令和 6 年 6 月 3 日（月）～令和 6 年 6 月 17 日（月）（午後 5 時必着）

持参の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとします。

(ウ) 回答

回答は、令和 6 年 6 月 17 日（月）までに、本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

ウ 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書を持参または郵送で提出してください。電子メール、FAX での提出は不可とします。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

(ア) 受付期間

令和 6 年 6 月 3 日（月）～令和 6 年 7 月 1 日（月）（午後 5 時必着）

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとします。

(イ) 提出場所

小田原市健康づくり課保健医療係（保健センター内）に提出してください。

(ウ) 提出書類

「10 参加表明時提出書類」によります。

エ 資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は、令和 6 年 7 月 8 日（月）までに本市から応募者（代表者）に郵送及び電話により通知します。また、資格が確認された場合は併せて提案要請書を送付します。

なお、資格確認の基準日は、令和 6 年 7 月 2 日（火）とします。

オ 現場ウォークスルー調査

本市が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を次のとおり実施します。
詳細については、提案要請書と併せて通知します。

(ア) 日時

令和 6 年 7 月 11 日（木）又は 7 月 12 日（金）

（いずれかの日時を指定して通知します。）

(イ) 場所

小田原市保健センター・小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ
神奈川県小田原市酒匂 2-32-15,16

(ウ) 内容

現地視察及び資料閲覧

(エ) 閲覧可能資料

建築一式、電気設備一式、機械設備一式、機器完成図、機器取扱説明書
自動制御機器完成図・取扱説明書

※現場ウォークスルーの際は運転管理上の図書類の閲覧は可能ですが、貸出及び複写
の依頼等は一切受け付けません。

カ 現場ウォークスルー調査に対する質問

本事項に関する質問は次のとおり受け付けます。なお、質問は各社 1 回限りとします。

(ア) 質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、任意様式により担当課に
持参、郵送、FAX または電子メールにより提出してください。郵送、FAX、電子メールの
場合は、必ず小田原市健康づくり課保健医療係に到着を確認してください。

なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

(イ) 受付期間

令和 6 年 7 月 11 日（木）から 7 月 17 日（水）（午後 5 時必着）

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとします。

(ウ) 回答

回答は令和 6 年 7 月 23 日（火）までに、本市のホームページで公表するものとし、
口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等

の効力をもつものとしします。

キ 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、前記の現場ウォークスルー調査に参加後、調査結果及び本市が提供する前記「オ（工）閲覧可能資料」に示す資料を基に提案書を作成し、持参または郵送で提出してください。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

（ア）受付期間

令和 6 年 7 月 23 日（火）から 7 月 30 日（火）（午後 5 時必着）

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとします。

（イ）提出場所

小田原市健康づくり課保健医療係に提出してください。

（ウ）提出書類

「11 提案提出書類」によります。

ク 参加を辞退する場合

提案要請書を通知された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日（7 月 30 日（火）午後 5 時必着）までに提案辞退届（様式第 6 号）1 部を小田原市健康づくり課保健医療係に持参、または郵送で提出してください。

6 審査及び審査結果の通知

（1）審査

選定委員会は、総合的に提案書の審査を行います。

ア 提案書の中から最も的確とされる最優秀提案を 1 件、及び順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。

イ 最優秀提案者を業務契約に向けての優先交渉権者としします。また、付した順位の最も高い優秀提案者を次選交渉者としします。

（2）審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、文書で通知するものとしします。

イ 審査結果は、本市のホームページで公表しします。

ウ 審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせに応じません。また、審査結果に対する異

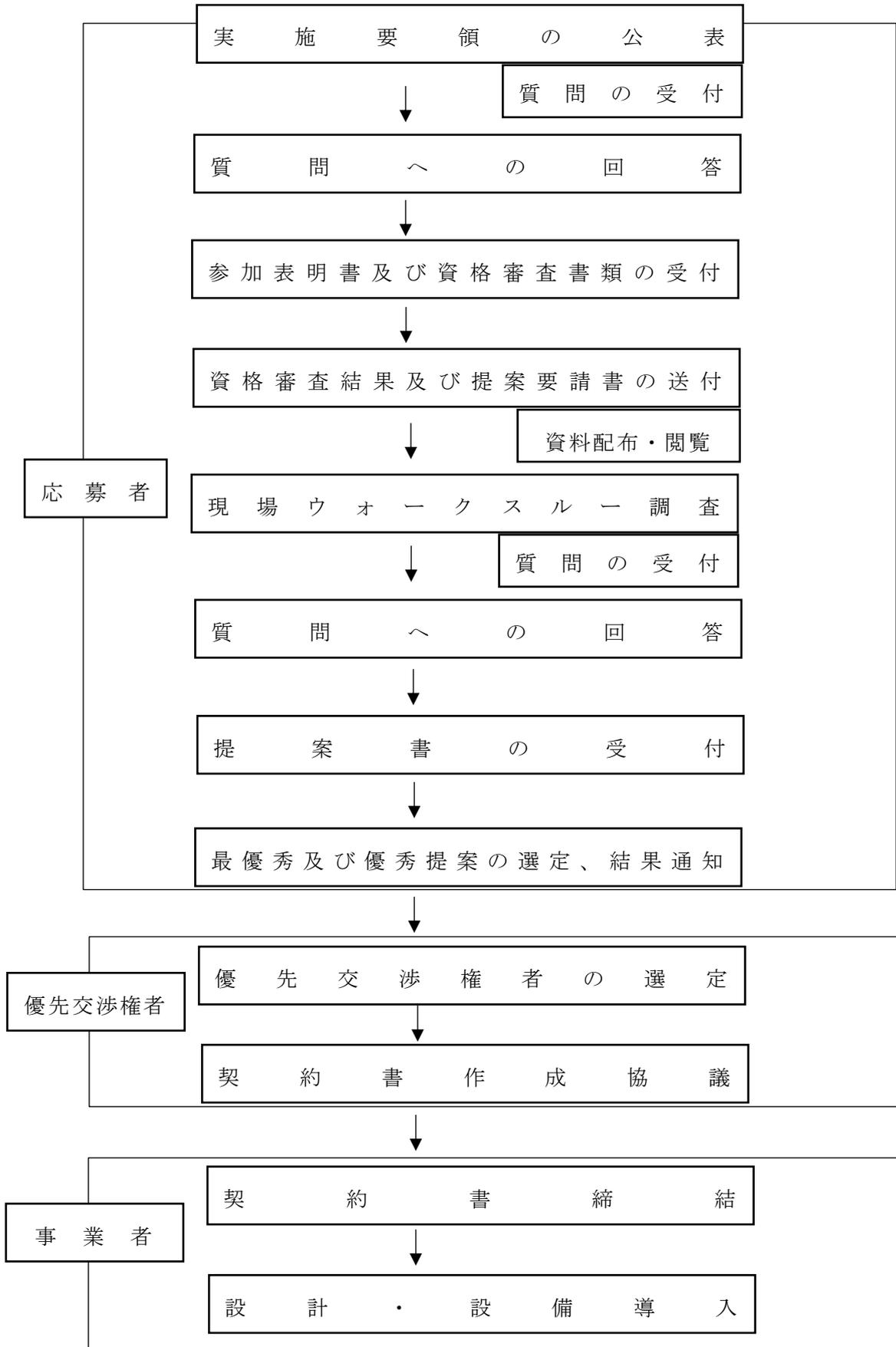
議申し立ては受け付けないこととします。なお、選定されなかった者は、選定されなかった理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、審査の結果を通知した日の翌日から7営業日以内に書面（任意様式）により請求してください。

（3）失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 期限までに書類が提出されない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本実施要領に違反すると認められる場合

(4) 提案募集審査の流れ



7 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、提案提出書類を作成するものとします。

(1) 交付金の要件充足

本業務は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」別紙 2・重点対策加速化事業要件 ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導のうち (チ) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、高効率融雪設備、コージェネレーション等の活用を想定しています。提案に当たっては、要件を満たすこととしてください。

(2) CO₂ 削減率

熱源設備の導入(LED 更新業務は含まない)前後で 30%以上の省 CO₂ 効果が得られることとします。削減率の試算にあたっては、過去 5 年間の実績値を参考に、根拠とともに示してください。

(3) 提案に関する事項

ア 別紙【要求水準書】のとおり、既設設備及びその付帯設備の更新を必須とします。なお、更新の手法は応募者の提案によるものとします。

イ 施設の運営にできる限り支障のない提案としてください。また、設備の導入にあたっては、業務時間に配慮した計画としてください。

ウ 熱源設備の更新は、熱源設備を稼働させない中間期（毎年 4・5 月、又は 10 月・11 月）に行うことを原則とした提案としてください。

(4) 事業の遂行

ア LED 更新業務は令和 7 年 3 月 10 日までに完了してください。

イ 熱源設備は令和 7 年 6 月中旬までに冷房運転をできるようにし、部分検査を受け、引き渡してください。また、業務期間内に完成検査を受けてください。

ウ 「2 (3) 業務内容」に示す業務を確実に行うこととしてください。

8 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

ア 事業者は、実施要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとします。

(2) 本市と事業者の責任分担

ア 基本的な考え方

提案内容が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担しなければなりません。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができます。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として次表の「予測されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとします。なお、負担者の欄において、本市と事業者のそれぞれに○を記している部分や、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとします。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとします。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	効果保証の未達	提案の提言が達成できない場合		○	
	安全性の確保	業務における安全性の確保		○	
	環境の保全	業務における環境の保全		○	
	事業の中止・延期		本市の指示によるもの	○	
			周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
			設備改修に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
			本市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○	
			事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	▲	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
導入段階	第三者賠償	調査・改修における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	▲	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（改修費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	
	用地の確保	設置場所の確保	○	○	
	立入許可	必要な施設への立入許可	○		
	設計変更		本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
			事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	業務遅延	本市の責による業務遅延・未完了による引渡し の延期	○		
	未完了	事業者の責による業務遅延・未完了による引渡し の延期		○	

委託料増大	本市の指示・承諾による委託料の増大	○	
	事業者の判断の不備によるもの		○
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
一次的損害	引渡し前に改修目的物に関して生じた損害		○
	引渡し前に改修に起因し施設に生じた損害		○
	仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害		○

▲：一定額あるいは一定割合を事業者が負担し、これ以外を本市が負担するものとします。

9 契約に関する事項

(1) 契約締結時期

令和6年9月（予定）

(2) 契約の概要

実施要領に基づき、随意契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、設備導入（照明設備、熱源機器）に関する業務内容や支払方法等を定めるものとします。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとします。

(3) 支払時期

本事業に対する支払い回数は、LED 更新業務完了後に1回、業務全体完了後に1回の計2回とします。

10 参加表明時提出書類

(1) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出してください。（ファイルの表紙、背表紙には事業名、応募者名を記載してください。）

ア 参加表明書（様式第1号）

イ コンソーシアム構成表（様式第2号）

ウ 履行保証書（様式第3号）

エ 印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）

オ 商業登記簿謄本（受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）

カ 納税証明書

キ 財務諸表（最新決算年度から前 2 年度のもの 3 年分、写し可）

ク 会社概要（A 4 判 1 部 様式第 4 号の 1 ～第 4 号の 4）

ケ 特定建設業の許可証明書（写し可）

コ 各資格者免許証の写し

サ 監理技術者免許証の写し

※ア～クについては構成員全て、ケは導入役割、コ及びサは該当者が提出してください。

（2）作成要領

ア 参加表明書（様式第 1 号）

コンソーシアムで参加の場合は、代表企業名で作成してください。

イ コンソーシアム構成表（様式第 2 号、コンソーシアムで参加の場合のみ）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（全体マネジメント役割、設計役割、設備調達・導入役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にしてください。コンソーシアムとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書または覚書の内容を添付してください。

ウ 履行保証書（様式第 3 号 必要に応じて提出）

応募者に経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができます。

エ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前 3 ヶ月以内に発行されたものとします。

オ 商業登記簿謄本（写し可）

履歴事項全部証明書とし、受付日前 3 ヶ月以内に発行されたものとします。

カ 納税証明書（その 3 の 3）

最新の法人税並びに消費税及び地方消費税を証明するものとします。

キ 財務諸表（写し可）

最新決算年度を含む過去 3 年分の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出してください。

また、上記の他に有価証券報告書の表紙（報告書を作成していない場合は法人税申告

書別表及び附属明細書を各 3 年分) の写しを併せて提出してください。

その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付してください。

ク 会社概要（A 4 判 1 部 様式第 4 号の 1 ～第 4 号の 4）

A 4 判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを 1 部綴じたものとします。

(ア) 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数
(書式自由)

(イ) 企業状況表（様式第 4 号の 1）

(ウ) 有資格技術職員内訳表（様式第 4 号の 2）

(エ) 各役割の責任者業務実績表（様式第 4 号の 3）

(オ) 事業者の業務実績（様式第 4 号の 4）

様式に従い、以下の項目を網羅してください。

事業件名：契約書上の正確な名称を記載することとします。

発注者：発注者名を記入することとします。

受注形態：単独またはグループの別を記入することとします。

契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入することとします（単位：千円）。

契約年月日：契約締結日を記入することとします。

契約期間：契約始期及び終期を記入することとします。

施設概要：施設の主な用途、規模、改修完了年月日を記入することとします。

主な契約内容：対象機器など

(カ) 事業実績契約書

(オ) に記載された契約を証明できるものを提出してください。（写しまたは契約の判断ができる書類）

その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付してください。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めます。

ケ 特定建設業の許可証明書（写し可）

建設業法第 3 条第 1 項に規定する特定建設業の許可証明書を提出してください。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示してください。

コ 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表 1 名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

サ 監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

1 1 提案提出書類

(1) 提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを 1 2 部（正 1 部、副 3 部、選定用 8 部）提出してください。なお、選定用は、表紙、提案書等に会社名、ロゴマーク等の事業者を特定できる表現を一切記載しないこととしてください。

ア 提案書提出届（様式第 6 号）

イ 事業遂行能力提案書（様式第 7 号）

ウ 業務実施方針提案書（様式第 8 号）

エ 業務実施手法提案書（様式第 9 号の 1）

オ 技術提案書（様式第 9 号の 2）

カ 主要機器等の設置計画図（様式第 9 号の 3）

キ 環境配慮提案書（様式第 1 0 号）

ク 地域貢献・社会貢献提案書（様式第 1 1 号）

ケ 参考見積価格（様式第 1 2 号）

(2) 作成要領

ア 一般事項

(ア) 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとしてください。なお、原則としてフォントは M S 明朝体 1 0 . 5 ポイントで統一してください。

(イ) 各提案書類には、各ページの下中央に通し番号を付すとともに、右下に本市が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載してください。

(ウ) 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付さないでください。

(エ) 提案書提出届（様式第 6 号）により提出書類の構成を示したうえで、A 4 縦長ファイルに綴じたもので提出してください。なお、A 4 版以外の様式については A 4 版サイズに折り込

んでください。

(オ) エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行ってください。なお、表にないエネルギー種別を提案に用いる場合には、数値根拠を明確にしたうえで、削減効果等を示してください。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO ₂ 排出係数
電気	8.64MJ/kWh	0.390kg-CO ₂ /kWh
灯油	36.5MJ/L	2.50kg-CO ₂ /L
都市ガス(13A)	45MJ/m ³	2.21kg-CO ₂ /m ³

1.2 閲覧・貸出資料

提案要請書送付後、現場ウォークスルー前に希望する応募者に対して資料閲覧を行います。

(1) 閲覧・資料

閲覧・貸出資料は、次のとおりとします。

ア 日時

ウォークスルー調査実施日

イ 場所

小田原市保健センター

ウ 閲覧・貸出資料

建築一式、電気設備一式、機械設備一式、機器完成図、機器取扱説明書、
自動制御機器完成図、取扱説明書

1.3 詳細設計及び改修業務に関して提出書類並びに注意事項

事業者は詳細設計を行い、以下の書類を本市に提出するものとします。なお、提出方法等の詳細については別途定めることとします。詳細設計にあたっては「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（最新版 国土交通省大臣官房庁営繕部監修）の仕様と機能的に同等程度の設計を行うこととし、本市の担当者の承諾を受けなければなりません。また、これらの仕様書に記述のない設置・導入については本市の担当者が確認することを必要とします。

(1) 詳細設計時

設計にあたっては、本市と十分に協議してください。

ア 設計書類

設計負荷計算書、業務内訳書、官公庁打合せ記録、その他必要な書類

イ 業務内訳書

業務内訳書は、費目とその内訳がわかる資料を市の指定する様式で提出してください。

ウ 図面

(ア) 空調関係図

図面リスト、機器明細表、配管系統図、ダクト系統図、屋外配管図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、部分詳細図、機器詳細図、トレンチ断面図、中央監視関係図、自動制御結線図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要な図面

(イ) 衛生関係図 衛生関係の提案がある場合のみ提出してください。

図面リスト、屋外配管図、機器及び器具表、配管系統図、各階平面図、詳細図（便所他）、排水勾配図、桝断面図、給湯設備関連図、その他必要な図面

(ウ) 電気関係図 電気関係の提案がある場合のみ提出してください。

図面リスト、屋外配線図、電灯・動力・弱電幹線系統図、盤結線図、電灯・動力・弱電幹線平面図、電灯・コンセント平面図、照明器具表（または姿図）、動力・弱電平面図、火災報知・防災関係図、その他必要な図面

(エ) 建築関係図 建築関係の提案がある場合のみ提出してください。

図面リスト、案内図、配置図、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、矩計図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、その他必要な図面

(オ) その他必要な図面

なお、(ア) から (オ) の図面の作成にあたっては、改修箇所を明示し、改修に必要な仮設図を添付してください。

(2) 導入業務時

ア 導入業務は、承諾を受けた詳細設計図面に基づいて行い、監理業務にあたっては、本市の担当者の指示を受け、施設の運営管理に支障とならないよう導入業務計画を作成し、本市の承諾を受けて実施するものとします。

- イ 事業者は、建設業法に規定される監理者を設置し、監理を行うものとします。
- ウ 事業者は、業務内容ごとの「標準仕様書」（最新版 国土交通省大臣官房庁営繕部監修）及び「監理指針」（最新版 国土交通省大臣官房庁営繕部監修）に準じた適正な導入業務を行うものとします。
- エ 本市は、定期的に事業者の導入業務、監理の状況の確認を求め、事業者は、この求めに誠実に応じるものとします。
- オ 事業者は、本市が要請したときは、導入業務の事前説明及び事後報告を行うものとします。
また、現場での業務状況の確認を行うものとします。
- カ 業務中の安全対策、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分行うこととします。
- キ 導入業務完了時には、業務記録を用意し、現場で本市の確認を受けるものとします。
- ク その他必要に応じて、各種許認可等の書類を作成し、その写しを本市に提出するものとします。